平成 25 年 9 月 2 日

各位

会社名　　株式会社エムジーホーム
代表者名　　代表取締役　加藤　隆司
（コード番号 8891　東証・名証）
問合せ先　　総務部長　　海部　基樹
（TEL：052-881-3211）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 3 月 31 日（日）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりになります。

①株式の分割前の発行済株式総数	18,276 株
②株式の分割により増加する株式数	1,809,324 株
③株式の分割後の発行済株式総数	1,827,600 株
④株式の分割後の発行可能株式総数	6,400,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日　平成 25 年 9 月 13 日（金）
②基準日　　平成 25 年 9 月 30 日（月）
③効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日（火）

３．単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「２．株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月 1 日（火）

（参考）平成 25 年 9 月 26 日をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

４．定款の一部変更

(1) 変更の理由

「２．株式の分割」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。

③第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第２章 第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 ６４，０００株とする	第２章 第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 ６，４００，０００株とする
（新設）	第７条(単元株式数) 当会社の単元株式数は、１００株とする。
（新設）	附則 第１条 第６条の変更及び第７条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。 第２条 前条及び本条の規程は、平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。

＜ご参考＞

1.今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

2.今回の株式分割は、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 9 月 30 日を基準日とする本年の株主優待に変更はありません。

以上